

法哲学年報 2011 に掲載された高橋文彦会員（以下評者という）による拙著（『問いとしての〈正しさ〉』）にたいする緻密で魅力的なコメントへのリプライを試みたい。ただ、以下のリプライが、元の論文（ずいぶん昔のものを含む）を書いている当時の私が与えたであろうリプライと同じになる保証はない。あくまで今の私が、できるだけ評者が前提している理論的世界と私のそれとのチューニングをめざして、言いたいと思うことを、ミニマムな字数で述べているとご理解いただければ幸いである。書かれてしまった作品は、それを書いた著者と別の存在であるから、その解釈可能性は、著者の与えるそれに限定されるわけではない。ここでは著者は、若干特権的な一人の解釈者にすぎない。この、制作物の独立性テーゼは、ポパーも似たことを言う（「世界3」論——ちなみにこれは、評者が「寡聞にして知らない」という心身問題についての「三元論」（物・心・意味）である——）が、文学評論や法解釈の世界では多数派を構成する常識であるとともに、数学体系や法則などの例ではよりダイナミックに真であり、様々な定理や法則の新たな適用可能性は、著者本人または他者によって後に、驚きとともに「発見」されるのである。

【実行可能性と発見】

評者は「確認事項」として「実行可能性は発見に関する正しさ（真／偽）の基準と考えてよいか」と問う。考えてみるに、私にとって実行可能性は正義の必要条件（の一つ）である（が十分条件ではない）。これが欠けると、当該の正義の構想は、いくら魅力的で望ましいものに見えても偽となる。つまりそれは正義ではないのである。一方、〈発見／創造〉という対概念は、新たに世界に登場する外的対象物と人間活動との関係を区別する二つのモードである。ただ、素朴には発見は、当初から人間の認識と独立に存在していたものにわれわれが新たに気づく、ということ（つまり、外的世界はそのまま認識の方が変化するのだが、その際、過去の世界についての認識も遡って変更される——創造はその逆——）だが、社会的構成物、特に真善美や正義など規制理念との関連の下に置かれた人間行態に密接に結びつく存在については、それら規制理念に対応する対象を発見しようとする態度が、結果として当該の対象を産み出す（ただそれらは、発見の文法にしたがって、もともとそこにあったのだ、と理解される）、という自己実現的な過程が含まれる。それでも、「創造」されたものの権威が創造者の権威から派生する（「憲法制定権力」論や原意主義の場合）のに対して、「発見」されるものの権威は発見者のそれから一応独立である（アインシュタインが偉大であるのは、その理論が正しいからであってその逆ではない）。そして、裁判によって産み出される個々の判定とそこに顕れる法の正義を、創造と発見のどちらのモデルで捉えるかによって、それらにたいするわれわれの態度は、様々な場面で大きく異なってくる。ではわれわれはそこで、創造の構えをとるべきか発見の構えをとるべきか……。

だから、発見は人間の営みの種類であり、正義構想に関する発見について、実行可能性

は、その構想とその外にある世界が厳然としてもつ性質と間にある関係である。後者は「秩序の希少性」としても論じられている。正義を発見したことを確認（というより反証）するための有力な一つの方法は、その実行可能性を検討することである、という限度では、評者の「確認事項」を肯定することもできる。ただ「開かれた帰結主義」論との関連でいうなら、この種の実行可能性または不可能性は主に、歴史的過程において、事後的に顕現するものだともいえる（少しヘーゲル的な言い方になっていることを意識せざるをえないが……）。その場合の「真偽」は、理念（イデオロギー、宗教的リアリティ……）の実行可能性に関する、人々の世界理解のパラダイム・シフト、などといっても同じようなことになるかと思う。これは、それまで至高の理念と考えられていたものが、その実行不可能性が理解されることで急激に色あせ、その誤りの徴表があちこちで見つかる、といった事態である。もちろん、この逆の事態もあるし、その方が劇的かもしれないが。

【信頼アプローチと実行可能性論】

経済学は実行可能性をわれわれが推定するためのよい（というかほぼ唯一の高度に発展した）モデルを提供する。特に演繹的な体系であるため、そのモデルは簡単にあらゆる対象に適用してみせることが可能である。人間の意図や願望と、それがもたらす結果との間にある、場合によって皮肉な関係をわれわれに理解させてくれる点で、この体系が啓蒙的な効果をもつ場合も多い。ただ、そこで想定されている人間モデルは、演繹的推論を可能にするために極端に貧困化されているので、それに依拠して得られる社会のモデルと現実の社会との間には大きな差がある。だからこれが与える実行可能性の推定がもつ信憑性は、時にかなり信頼性に欠けたものとなる。特に正義感覚は、標準的な経済人モデルでは完全に捨象されるが現実の人間と社会の理解にとっては決定的に重要な、人間の能力である。

ただ、経済人モデルを想定するだけでもその中で望ましい帰結が得られると予想されるような制度であれば、それは人間の倫理にではなく利害計算に訴えることで運用可能となるので、制度としてより汎用性が高く、その意味で優れているといえる。そこで人々を望ましい方向へと導くためのお説教は、「あなたはもっと倫理的であるべきだ（邪悪だ）」という（倫理に負荷をかける）タイプではなく「あなたは計算をもっと正しくするべきだ（頭が悪い）」というタイプのそれで済むから、論証がずっと簡単である。

<正義（感覚をもつ）人／経済人>という二つのモデルの単純な棲み分けの一例を描くとすれば、裁判員（自己の利益にのみ関心をもつ純粋な経済人にはこの役割を担う能力がなく、彼は籤に当たってもどうやってそのコストを回避するかだけを考えるだろう。ただ、高い報酬を用意して誘因を与えれば職には留まるだろう。つまり、経済人には公務はできない。）となって第三者的な立場から事案の是非を判定することを求められた時には、信頼アプローチが期待するようにきちんと自分の正義感覚を発揮するが、そこで確定されるルールが一般に適用されるゲームの中で一人のプレーヤーとして日常生活を送る際には、自分の利益の最大化を図る経済人として活動する、ような人間たちからなるものとして社会を描く場合である。舞台が変わればダンスも変わるから、一つの間人モデルだけで社会モ

デルを構成せねばならないという必然性はない。

もちろん実用に耐えるような社会モデルを得るために必要な複数の人間モデルの混合はもっと複雑だろう。しかし注意を促したいのは、「不信アプローチ」によって、つまり各人がもつ正義感覚を回避または抑圧して社会秩序を構成・維持するためのコストは、場合によって禁止的な大きさになるだろう、という点である。その場合、不信アプローチが想定する人間の方が経済人に近いとすれば、ここではそのような経済人による社会は経済的でないのである。実際歴史的に実現してきた社会制度（たとえば裁判）が採用する問題解決アプローチが、主に信頼アプローチ的なそれであった理由は、ここにあるのではないだろうか。経済的側面から見ても、社会は非経済人を必要とするのである。

【実行可能性は「基準」か——開かれた帰結主義】

結論的には、私は一般に基準論を採らない。「S (something) が A であることの基準は B である」といっても、ただちに「では B であることの基準は何か」と問われるだけで、基準論はつねに無限後退する（「プロトコル文」でこの後退過程を打ち止めにしようとか、「センス・データ」という言語外のものに依拠しようとか、これに対応しようとして失敗した試みは色々あるが）からである。だからこそ、たとえばタルスキの真理概念は基準のタムをもたない（またはトートロジー的にしかもたない）のである（ちなみに、デイビッドソン流の、意味と真理条件を同視しようとする方向にも賛成できない）。われわれに必要な（というか可能）なのは、排他的に命題の真偽や正義を確定させてくれる基準ではなく、それを推定するための、より確定の容易な徴表にすぎない。そして、ある命題が真である（偽である）徴表はいくつもあるのであって、その一つを元の命題の必要十分条件として特権化できるわけではないのである（規制理念がもつ超越性がここにある）。

そしてこの推定は常に可謬的である。だから評者のいうとおり、われわれが抱く未知の帰結に対する不安は「その時点では説得力のある根拠とはなら」ない。それは論拠というより動機であり、それを言語化しようとしてもタブー的にしか表現できない。ただ、その動機の背後に進化論的なプロセスを想定することで、このタブー的メカニズムの一般的なレレヴァンスを擁護することはできる。この意味で開かれた帰結主義は、「可謬主義的な義務論」と呼んでもよいかと思う。私の考えではこれは決してオクシモロン（形容矛盾）ではない。

当面の倫理問題や正義問題にたいして明快な解答を打ち出すのにこの理論がほとんど無力である、という評者の指摘は正しい。ただこの理論は少なくとも、「論拠の挙げられない「感覚」は倫理性や正義の判定において無視されるべきだ」といった主張を一般的なレベルで論駁する限度では、（場合によって大きな）実践的意味をもつのである。

【規範的法価値論】

私のメタ理論的な立場がどんな規範的理論と結びつくのか、という評者の疑問はもっともだと考える。実はこれについて、現在かなり私の立場が転換しつつある。今後学者としての私に許される時間の範囲で、より大胆な規範理論の具体化に努めたい。

【ハート論、ケルゼン論、心身問題】

この論点は、評者の真骨頂である規範論理学に関わるし、私の理解との間で対立する議論を含んでいる。評ではさわりだけが示されている高橋理論は、私のものより標準的なそれに近いという印象を受けるし、今後もそこから私が学ぶべき点が大いにあるのだと思う。以下簡単に、若干論争的な形で触れてみたい（なお、英文でしか『法の概念』を読んでいないので、訳語についての不正確はお許しいただきたい。それから、「変更のルール」が私人にも法変更の権能を付与する、という評者の指摘は正しいので、この点は謝して私の理解を改める）。

法的言明の「意味」は、その言明を発する人の動機や立場（当事者なのか、裁判官なのか、観察者なのか、……）と無関係であり、それら言明は発話者如何と切り離して真や偽になりうる、というのが標準的な言語論の見方ではないだろうか（この描像を複雑化する——**semantics** と **pragmatics** の錯綜など——準備はもちろん私にもあるが、それがここに直接関係するようには見えない）。その意味では、ラズの持ち込む第三の次元は、私にはリダダントに見える（余計なのは多分、ラズによって理解される意味での第三というより第一の次元またはカテゴリーである）。実際にハートは評者が指摘するような意味で内的・外的の区別を使う場合もあるが、私にとってもっとも刺激的な局面は、ルールが「存在 (**exist**) する」とハートが言う場合である。そしてその存在を語る言明こそが「外的言明」であるはずなのである。慣行的ルールの「存在」が語れるなら、「存在」していない他のルールとの関係でそれに特権的地位を与えるのに、授權も制定権力も制定者も合意もいらない。たとえばある言語がつかわれているという場合と同じく、それはそこに「ある」のだから。しかも、内的言明としては規範言明でありうるもの（「法的には〇〇すべきだ」）が、外的言明としては事実命題（「これを法とみなす認定のルールがこの社会には存在している」）となることで、「実定法」は他の規範体系と区別される。もちろん、事実命題を真にするものは（この場合、それが行われているという物理的）事実であるから、意味的世界と物理的世界を、この内的・外的関係が繋いでいることになる。ハートはこの点を詰めないが、これが心身問題と無関係だという方がむしろ難しいと私は考える。そしてこの描像では、規範が（人間行動からなる物理的）世界に影響することについてなんらパズルはない。

ケルゼンは異なる。もし評者がいうように、（二元論批判において）「論理的導出と心理的・因果的影響と」を（全面的に）区別することが可能であるなら、因果の世界であるこの世界に影響することができるものは後者だけのはずである。前者は、どの PC にもインストールされていない（物理的メディアの中にあるわけでもない）ソフト（のアイデア）のようなもので、それ自体はこの世界に影響する力をもたない。またもしそれがどこかの PC にインストールされているなら、それは当然後者の「因果的影響」の一部を構成することになるが、この場合二系列の連鎖は実は一つのものである（心身一元論）。「実定法」概念はどこかで、この「インストール」のような、アイデアと実世界をつなぐフェーズをもたなければならない（そして根本規範の「仮定」は、誰かがそれをどこかで「行う」ことがない

かぎり、まったくこの役割を果たし得ない。そうだとすれば、決定的なのは、根本規範ではなく、その「仮定（という実践）」であることになる。